

施策体系表【比較】

資料1

男女共同参画行動計画(第3次)

基本目標 I	人権の尊重と男女共同参画社会の意識づくり
基本方針1	人権意識の高揚、男女共同参画についての理解の推進
施策の方向①	男女の人権を確立するための意識の向上
施策の方向②	男女共同参画の視点に立った表現の促進
基本方針2	男女共同参画の視点に立った教育の推進
施策の方向③	学校等における男女共同参画の視点に立った教育の推進
施策の方向④	家庭や地域社会における男女共同参画の視点に立った学習の促進
基本方針3	男女間におけるあらゆる暴力の根絶
施策の方向⑤	暴力や虐待についての相談・防止啓発
施策の方向⑥	暴力や虐待を許さない連携づくり
基本目標 II	あらゆる分野への男女共同参画の促進
基本方針4	政策・方針決定過程における男女共同参画の推進
施策の方向⑦	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
施策の方向⑧	男女共同参画の視点に立った施策の推進
基本方針5	男女がともに働きやすい環境づくりの促進
施策の方向⑨	男女がともに働きやすい環境づくりの推進
施策の方向⑩	多様な働き方への支援
基本方針6	地域における男女共同参画の促進
施策の方向⑪	地域活動等における男女共同参画の促進
施策の方向⑫	防災における男女共同参画の推進
施策の方向⑬	市民参画による推進体制の整備
基本目標 III	多様な生き方が選択でき、健康で安心して暮らせる環境づくり
基本方針7	仕事と家庭生活の調和(ワークライフバランス)
施策の方向⑭	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)
施策の方向⑮	男性にとつての男女共同参画の推進
基本方針8	健康で安心して暮らせる環境づくり
施策の方向⑯	支援を要する人が安心して暮らせる環境づくり
施策の方向⑰	生涯を通じた男女の健康づくりの推進

男女共同参画行動計画(第4次)

基本目標 I	人権と多様性を尊重する社会意識づくり
基本方針1	人権意識の高揚、男女共同参画についての理解の推進
施策の方向①	男女共同参画を確立するための広報・啓発
施策の方向②	性の多様性に対する理解の促進(新規)
重点	基本方針2 男女共同参画の視点に立った教育の推進
施策の方向③	学校等における男女共同参画の視点に立った教育の推進
施策の方向④	家庭や地域社会における男女共同参画の視点に立った学習の促進
基本目標 II	あらゆる分野への男女共同参画の促進
基本方針3	政治・地域社会における男女共同参画の推進
施策の方向⑤	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
施策の方向⑥	地域社会における男女共同参画の促進
重点	基本方針4 雇用・就労における男女共同参画の推進
施策の方向⑦	誰もが働きやすい環境づくりの推進
施策の方向⑧	多様で新しい働き方の実現への支援
基本目標 III	多様な生き方が選択でき、健康で安心して暮らせる環境づくり
基本方針5	仕事と家庭生活の両立
施策の方向⑨	仕事と子育て、介護等の両立の実現に向けた環境整備
施策の方向⑩	本人の希望やライフステージに応じた働き方の実現
基本方針6	健康で安心して暮らせる環境づくり
施策の方向⑪	支援を要する人が安心して暮らせる環境づくり
施策の方向⑫	生涯を通じた男女の健康づくりの推進
施策の方向⑬	困難な問題を抱える女性に対する支援(新規)
重点	基本方針7 パートナー間におけるあらゆる暴力の根絶
施策の方向⑭	暴力や虐待についての相談・防止啓発
施策の方向⑮	暴力や虐待を許さない連携づくり
施策の方向⑯	家庭・学校・地域におけるDV予防教育(新規)

SDGs(持続可能な開発目標)と本行動計画の関係



- 女性活躍 ……生駒市女性活躍推進計画
- 困難女性 ……生駒市困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画
- DV防止 ……生駒市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画

SDGsは、「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称で、すべての人々にとってよりよい、より持続可能な未来を築くための青写真です。貧困や不平等、気候変動、環境劣化、繁栄、平和と公正など、私たちが直面するグローバルな諸課題の解決を目指します。SDGsの目標は相互に関連しています。誰一人置き去りにしないために、2030年までに各目標・ターゲットを達成することが重要です。このうち、男女共同参画に関連するものとして

- ・目標1：貧困をなくそう
- ・目標3：すべての人に健康と福祉を
- ・目標4：質の高い教育をみんなに
- ・目標5：ジェンダー平等を実現しよう
- ・目標8：働きがいも経済成長も
- ・目標10：人や国の不平等をなくそう
- ・目標17：パートナーシップで目標を達成しよう

の7つのゴールに貢献する取り組みが、多様な主体により行われることが期待されます。

男女共同参画行動計画(第4次)

施策の項目

基本目標 I	人権と多様性を尊重する社会意識づくり	
基本方針1	人権意識の高揚、男女共同参画についての理解の推進	
施策の方向①	男女共同参画を確立するための広報・啓発	①-1 啓発・広報活動の推進 ①-2 啓発資料の収集・作成 ①-3 啓発事業の開催
施策の方向②	性の多様性に対する理解の促進(新規)	②-1 性別にとられない表現の推進 ②-2 性の多様性に関する啓発の実施
重点	基本方針2	男女共同参画の視点に立った教育の推進
施策の方向③	学校等における男女共同参画の視点に立った教育の推進	③-1 男女共同参画と個性の尊重を重視する保育・教育の推進 ③-2 男女共同参画の視点に立った学校等運営の推進
施策の方向④	家庭や地域社会における男女共同参画の視点に立った学習の促進	④-1 家庭における男女共同参画の視点に立った教育の推進 ④-2 地域における男女共同参画の視点に立った学習の促進

生駒市女性活躍推進計画

基本目標 II	あらゆる分野への男女共同参画の促進	
基本方針3	政治・地域社会における男女共同参画の推進	
施策の方向⑤	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	⑤-1 市政への関心の喚起 ⑤-2 審議会委員等への女性の参画促進 ⑤-3 市女性職員の管理監督者への登用の推進 ⑤-4 事業者等における経営・方針決定過程への女性の参画促進 ⑤-5 地域活動における方針決定過程への女性の参画促進 ⑤-6 慣習等の見直しの促進 ⑤-7 女性のエンパワメントに向けた環境整備
施策の方向⑥	地域社会における男女共同参画の促進	⑥-1 生涯学習の推進 ⑥-2 ボランティア活動の促進 ⑥-3 国際交流の促進 ⑥-4 まちづくり活動の促進 ⑥-5 多様な地域活動に参加できる環境整備 ⑥-6 男女共同参画の視点を踏まえた防災対策の推進 ⑥-7 あらゆる人に配慮した防災体制の整備 ⑥-8 計画の点検・評価等体制の整備 ⑥-9 市民、事業者、各種団体等との連携 ⑥-10 苦情や意見への対応
重点	基本方針4	雇用・就労における男女共同参画の推進
施策の方向⑦	誰もが働きやすい環境づくりの推進	⑦-1 各種制度の周知と啓発 ⑦-2 職域の拡大についての啓発と女性の能力開発のための情報提供 ⑦-3 労働に関する相談体制の整備
施策の方向⑧	多様で新しい働き方の実現への支援	⑧-1 就職等への支援 ⑧-2 多様な働き方を可能にするための取り組み

基本目標 III	多様な生き方が選択でき、健康で安心して暮らせる環境づくり	
基本方針5	仕事と家庭生活の両立	
施策の方向⑨	仕事と子育て、介護等の両立の実現に向けた環境整備	⑨-1 子育て支援サービスの充実 ⑨-2 介護サービス等の充実 ⑨-3 相談・情報提供体制の充実 ⑨-4 地域での支援体制の充実 ⑨-5 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・コミュニティ・バランス)の普及・促進 ⑨-6 「イクボス」活動の推進
施策の方向⑩	本人の希望やライフステージに応じた働き方の実現	⑩-1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・コミュニティ・バランス)の普及・促進 ⑩-2 ライフステージに応じた健康管理体制の充実 ⑩-3 男性の地域活動や家庭生活への参画促進のための環境づくり

基本方針6	健康で安心して暮らせる環境づくり	
施策の方向⑪	支援を要する人が安心して暮らせる環境づくり	⑪-1 高齢者や障がい者(児)の自立支援 ⑪-2 介護家族の支援 ⑪-3 看護や介護職への男女共同参画 ⑪-4 地域福祉の推進 ⑪-5 安全で安心なまちづくりの推進 ⑪-6 ひとり親家庭の自立支援
施策の方向⑫	生涯を通じた男女の健康づくりの推進	⑫-1 妊娠・出産期の保健対策の充実 ⑫-2 ライフステージに応じた健康管理体制の充実 ⑫-3 健康づくり・体力づくりの推進
施策の方向⑬	困難な問題を抱える女性に対する支援(新規)	⑬-1 安心して相談できる支援体制の充実 ⑬-2 関連機関との連携による支援

生駒市困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画

生駒市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(DV防止基本計画)

重点	基本方針7	パートナー間におけるあらゆる暴力の根絶
施策の方向⑭	暴力や虐待についての相談・防止啓発	⑭-1 啓発・広報活動の推進 ⑭-2 安心して相談できる支援体制の充実
施策の方向⑮	暴力や虐待を許さない連携づくり	⑮-1 暴力防止のための能力養成 ⑮-2 地域での見守りや虐待防止等の取り組みの促進 ⑮-3 被害者に対する支援
施策の方向⑯	家庭・学校・地域におけるDV予防教育(新規)	⑯-1 啓発・広報活動の推進 ⑯-2 安心して相談できる支援体制の充実